

消費生活相談事例

法律用語を使い不安をおおる

通達、訴訟等の言葉で威圧

架空請求に注意！！

料金未払いについての『契約確認通達書』というタイトルのハガキがきた。

これまで何の請求も受けたことがないが、『訴状を簡易裁判所に申請した、このまま連絡がない場合、裁判の日程を通知する呼出状送達後に出廷してもらおう。身に覚えがない方も早急に連絡を。』と書かれている。突然送られてきて驚いているが、どうしたらよいか？

こんな手口

同様の相談が、同じ時期に寄せられており、名簿など何らかの「個人情報」を入手した業者が、手当たり次第に一齐に郵便を送っていると考えられます。いずれも、もっともらしい内容に受取人が勘違いしたり、脅迫的な文面に怖くなって支払うことを見込んでのものです。

アドバイス

- ①身に覚えがなく、根拠のない請求の場合、支払う必要はありません。
- ②電話番号が書いてあっても自分からは電話せず、無視しましょう！
- ③不安に思われたり、疑問が生じたときは、消費生活センターまでご相談ください。

本当に裁判所への申し立てがあった場合は、裁判所から「特別送達」で通知がきます。法的な根拠もなくいきなり差し押さえをされることはありません。

契約確認通達書

確認番号 平成21年 (K) 1170870 号

この度、貴方が契約会社に対して、料金の未払いもしくは契約不履行に、契約会社が貴方に対して訴状を、管轄簡易裁判所に申請した事を通知致します。

契約会社、訴訟内容等につきましては担当職員にてお返す致します。

当センターに報告欄からの最終通知、また御本人様と訴訟内容を確定する機関のみ、個人情報保護法に基づき御本人様からのご連絡をお願い致します。

このまま連絡なき場合、管轄裁判所からの裁判の日程を決定する呼出状送達後に用紙となります。

更に放置しておく、相手側の言い分とおりの判決が下り、執行官立会いのもと、貴方の給料や財産の差押え等をされてしまう事がありますので、ご注意ください。

※個人情報等を悪用し、民事裁判制度を利用する業者なども確認されていますので、身に覚えがない方は早急にご連絡下さい。

尚、当センターは貴方に対して金銭等の請求はしていません。

身に覚えが無い場合は一切無視してください。連絡すると氏名や電話番号が知られることになり、さらにつこい請求をされたりします。

信用させるために固定電話(03-)が多い。

ひとりで悩まず、あきらめず、消費生活センターに相談を！

○西部消費生活相談室 米子市末広町294番地 (米子コンベンションセンター4階)

☎0859-34-2648・2668 《相談時間》8時30分～17時 (祝日・年末年始を除く毎日)

平成21年後期農作業標準労働賃金協定表 (消費税総額表示)

作業名	協定額 (税込み)	摘要
稲刈	バインダー (10a当り)	7,900円 すみ刈りは、委託者で行う
	コンバイン (10a当り)	15,800円 1. カッター使用の場合は600円加算 2. 結束機使用の場合は2,200円加算 3. すみ刈りは、委託者で行う 4. 倒伏の場合は次のように加算する 5割～7割の倒伏 1割増 7割以上の倒伏 2割増
一般労務	800円	1時間当たり
こつらん 耕耘	耕耘機	6,000円 農地の状況により適宜加算
	トラクター (10a当り)	
稲脱穀	ハーベスター (10a当り)	7,500円
堆肥	散布	1,500円 1. 1トン当たりの料金とする 2. 堆肥料金は別途料金とする

平成21年度の後期農作業標準労働賃金協定額が決まりました。適用期間は、平成21年8月～平成22年3月末です。

協定額は地区や農地の状況によっても異なるので、この標準

農作業標準労働賃金協定額

労働賃金表を参考に、話し合いにより決定してください。

◆問い合わせ先

大山町農業委員会事務局
☎0858・58・6115

賄いなし